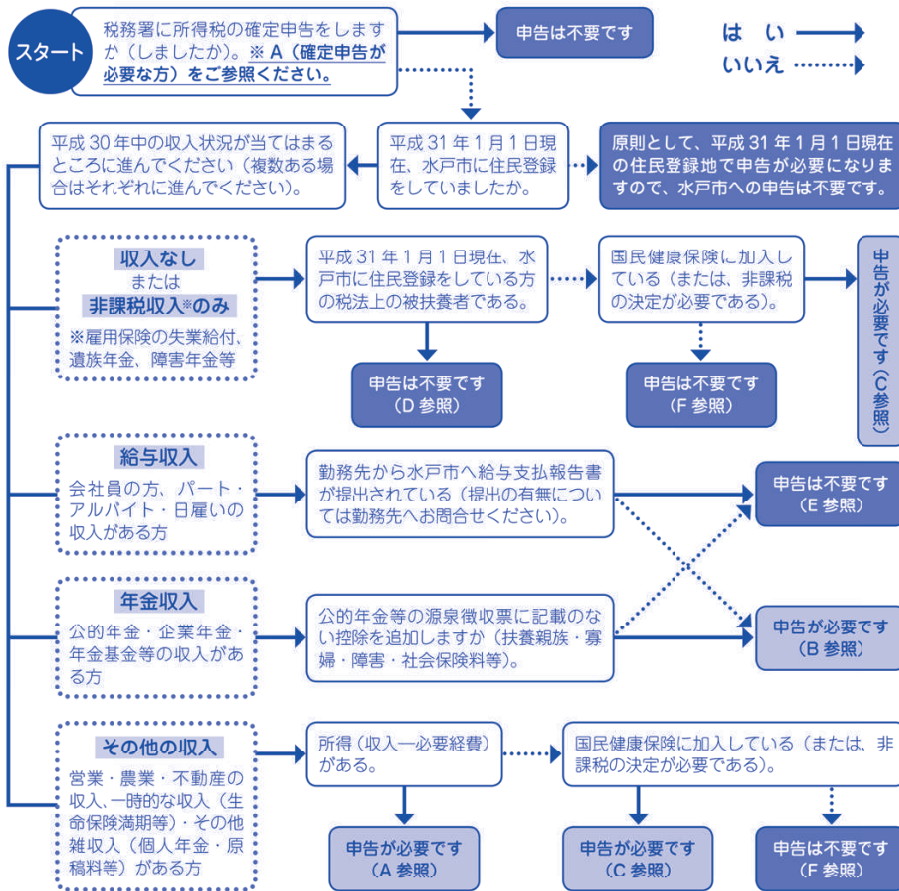


市民税・県民税申告フローチャート

フローチャートの結果を参考に、市民税・県民税の申告が必要な方は期限までに申告してください。



A 税務署へ所得税の確定申告書を提出する必要がある方

次の1～3のいずれかに該当する方は税務署で確定申告をする必要があります。

1 給与や公的年金等以外の所得がある方(事業所得、不動産所得等)

各種の所得金額の合計額(土地や建物を売却した譲渡所得等を含む)が所得控除の合計額を超える場合で、計算の結果、納付する所得税が発生する方は、確定申告をする必要があります。

2 給与所得がある方で次の①～③に該当する方

- ① 給与の年間収入が2,000万円を超える方
- ② 一の給与等の支払者から給与を受けていて、給与所得・退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ③ 二以上の給与等の支払者から給与を受けていて、年末調整をされなかった従たる給与の収入金額と給与所得・退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方

※ 給与等の収入金額の合計金額から雑損控除、医療費控除、寄附金控除、基礎控除を除く所得控除の合計額を差し引いた残りの金額が150万円以下で、かつ、給与所得・退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円以下である方は、確定申告をする必要はありません。

3 公的年金等に係る雑所得がある方で次に該当する方

所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、計算の結果、納付する所得税が発生する方は確定申告をする必要があります。ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得の金額が20万円以下である方は、確定申告をする必要はありません。(源泉徴収の対象とならない外国で支払われる年金等の支給を受ける方は除く)

- 税務署へ確定申告をする必要がない場合でも、計算の結果、所得税の還付を受けられる方は、確定申告をすることができます。
- 確定申告をする必要がない場合は、原則として、市民税・県民税の申告を行ってください。

B 市民税・県民税の申告書を提出する必要がある方

水戸市で市民税・県民税申告をする必要があります。ただし、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(雑損の繰越控除等)の適用を受ける場合は、税務署で確定申告をする必要があります。なお、確定申告書を提出した場合は、市民税・県民税申告をする必要はありません。

C 非課税でも市民税・県民税の申告書を提出する必要がある方

所得の合計が32万円以下で、市民税・県民税が非課税となる方でも、次の①～④のいずれかに該当する方は水戸市へ市民税・県民税申告をする必要があります。

- ① 国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険・児童扶養手当・就学援助・公営住宅関係等の保険料算定や料率区分判定等のために非課税と決定される必要がある方
 - ② ①以外の理由で非課税の証明書が必要な方
 - ③ 所得証明書が必要な方
- ※ 収入が0円の方は、ぜひ郵送による申告をご利用ください。詳しくは6ページをご参照ください。

D 親族の被扶養として申告されているため、申告が不要な方

所得の合計が32万円以下で、納税義務者が申告や年末調整※であなたを扶養している場合は、あなた自身の申告がなくても非課税と同様の扱いとなります。ただし、あなたを扶養している方が水戸市以外に住民登録をしている場合で、あなた自身がCに該当する方は、市民税・県民税申告をする必要があります。

※ 給与所得が1,000万円を超えている給与所得者の配偶者(収入なし)は、税制改正により、控除対象配偶者には該当しないため、納税義務者または配偶者本人の申告が必要になります。

E 課税資料が水戸市に届いているため、申告が不要な方

次の①または②に該当する方は、市民税・県民税申告または所得税の確定申告をする必要はありません。

- ① 給与収入のみで、勤務先から給与支払報告書(複数ある場合はそのすべて)が水戸市へ提出されている方
 - ② 公的年金等収入のみの方(源泉徴収の対象とならない外国で支払われる年金等の支給を受ける方は除く)
- ※ 申告をしなくても、水戸市に届いた給与や年金の支払報告書に基づき市民税・県民税が決定されますが、扶養控除や社会保険料控除等の所得控除を追加する場合は市民税・県民税申告をする必要があります。同様の場合において、所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります(確定申告した場合は、市民税・県民税の申告をする必要はありません)。また、給与と年金の両方の収入がある場合は、税務署へ確定申告書の提出が必要になる場合があります(Aをご覧ください)。

※ 給与や年金以外に所得がある場合は、確定申告をする必要があります(Aをご覧ください)。

F 課税される所得がないため、申告しなくてもよい方

課税される所得がない場合は、所得税や市民税・県民税は課税にならないため申告の必要はありません。ただし、非課税の証明書や所得証明書が必要な場合は申告が必要です(Cをご覧ください)。

4～5ページの案内は一般的な例です。ご不明な点は市民税課までお問合せください。